

第 1 4 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 2 月 6 日（水）

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第52号から第54号)
日程第4 議事(議案第57号から第59号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出席委員(23人)

1番	石庭 文男	2番	山崎 良吉
3番	熊西 忠治	4番	土合 正夫
5番	中井 敏男	6番	山下 隆之
7番	横山 實	8番	石井 寿男
9番	前花 敏子	10番	山崎 秋夫
11番	永森 薫	12番	三島 博
13番	大松 治雄	14番	舟木 康眞
15番	杉森 雅弘	16番	山本 久雄
17番	水元 睦雄	18番	前田 進
19番	向井 隆一	20番	山谷 孝芳
21番	田中 智浩	23番	橋爪 秀夫
24番	永野 夫		

欠席委員(1人)

22番 佐伯 洋作

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第52号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第53号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第54号	農地法第18条第6項の規定による通知等について
議案第57号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第58号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第59号	農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二

主任 坂木 茂利

射水市農林水産課

主任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長(舟木会長)

それでは、これより第14回の射水市農業委員会総会を開会いたします。本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「6番 山下委員」「7番 横山委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会期の決定

議長(舟木会長)

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。

本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。

以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第5 2号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第5 2号農地法第3条第1項第1 3号の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2 第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

次に報告第5 3号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2 第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第 5 4 号の説明)

議長 (舟木会長)

次に報告第 5 4 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長 (舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長 (舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、農地法第 1 8 条第 6 項の通知がありましたので、ご了知をお願いします。

以上で日程第 3 を終わります。

議長 (舟木会長)

次に日程第 4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

(議案第 5 7 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

それでは、まず議案第 5 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書 1 2 ページをご覧ください。

今回は 5 件ございます。

【議案第 5 7 号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった 4 件のうち、1 番と 3 番は経営規模拡大を目的とした農地の所有権移転で 2 番と 4 番は生前贈与による所有権移転。

5 番については、北陸新幹線工事の一時転用のため、一旦解約された親子間での使用貸借契約を一時転用の完了により、再設定をされるものでございます。

これらの案件は農地法第3条第2項には該当しないことから許可要件を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第57号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第58号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書13ページの議案第58号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。
議案書に基づきご説明いたします。

【議案第58号を議案書をもとに朗読】
受付番号1番は一般住宅敷地への転用を目的とする申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。
1番の件について、熊西委員より説明をお願いします。

熊西委員

それでは、私の方から説明させていただきます。

借受人は現在、妻の祖父が所有する家に、妻の祖父と祖母、妻の母親と妹、妻と2人の子供の合計8人で暮しておられます。

これまでは、現在の住まいでも問題なく生活ができたわけですが、子供たちの成長に伴い、子供部屋を確保しようにも現在の家では部屋も足りずに困難なことから、家族で話し合った結果、将来的に親の面倒を見る際にも便の良い、実家から約20メートル離れた祖父所有の畑を転用し、そこに住宅を建てることで話がまとまりました。

今回の転用による、周辺の農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員の意見を事務局より説明していただきました。それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第58号の1番について説明をさせていただきます。

申請地は、射水市役所 庁舎から約40メートルの位置にあり、周囲の集団農地とも連担していないことから、これを2種農地と判断します。

また、土地利用計画や必要性についても問題はないと考えます。以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第58号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第 5 9 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 5 9 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (青木)

今月の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による案件は 1 議案 3 9 2 件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画 (案) の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 (舟木会長)

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

議長 (舟木会長)

それではまず、私のほうから質問させていただきます。

今回、営農組織の法人化により多くの方が利用権設定をされたわけですが、中には何件かの方が未相続のままになっていますよね。

未相続農地の場合って、どのような手続きになるのですか。

事務局 (安元)

相続がされていない農地については、その農地に係る法定相続人の同意を得たうえで、手続きを進めます。

ただ、未相続のままですと、兄弟などが複数いた場合には、それら権利者の全員から同意を得ないといけないので、今回のような法人が利用権設定をされる場合、事務手続きをされる方も非常に煩雑になるかと思われま。たとえば県外に住んでおられた場合などですね

さらに、農地の管理責任等についても複数の権利者がいた場合、責任の所在がはっきりしない事例がありました。

これまでも、無断転用や遊休農地化した未相続農地について、委員会からは是正指導を行っても、関係者が互いに責任を擦り合うようなケースもあり、問題が複雑化する場合があります

農地の相続は強制力もありませんが、できるだけ速やかに相続を進めていただきたいと思います。

委員のみなさんも、相続等で相談を受けられた際には、速やかに手続きされるよう、周知をお願いします。

横山委員

さきほどの説明の中で、射水市での農地利用集積円滑化団体は「いみず野農協」であるといわれましたが、それってどんな経緯で農協に決まったのか教えてもらえますか。

青木主任

射水市での農地利用集積円滑化団体を「いみず野農協」とすることについては、先の農業委員会総会でも説明し、承認を頂いております。

議長（舟木会長）

未相続の農地って円滑化事業の対象になるの。

あと、未相続の農地を利用権設定する際に代表者を決めて手続きをし、そのあとで、相続人が確定した場合には、一旦、利用権設定を解約し、再度利用権設定すれば返還対象にならないのか教えてもらえますか。

青木主任

次回総会までに調べておきます。

永森委員

経営移譲年金を受けておられる方が、法人の設立により親子間での貸借契約を解除した場合って、年金の支給に影響はないのでしょうか。

事務局（安元）

支給停止となるケースとしては、経営移譲年金を受給されている本人が法人の構成員となった場合や、解約後に速やかに法人への耕作権移転が行われなかった場合などが想定されます。

経営移譲年金では、受給者本人に耕作権が戻らないように注意する必要があるわけで、解約後にきちんと農事組合法人との貸借契約を結んでおけば支給停止となる心配はありません。

中井委員

農地利用集積円滑化事業の補助金の受給要件として、貸借契約を6年以上とし、その間に解約した場合には返還になることは理解しましたが、もし、その期間を10年間に設定した場合には、その間、ずっと解約をしてはならないとかの制約ってあるの。

青木主任

今回の総会までに調べておきます。

議長（舟木会長）

新幹線や道路工事などで収用となった場合には返還対象にならないと聞いたような気がするが、大丈夫なのか教えてほしい。

青木主任

いろいろと質問をいただきましたが、それらについては次回の総会時にまとめて回答させていただきます。

議長（舟木会長）

円滑化事業補助金については、委員のみなさんが普段から疑問に感じておられることも多く、これで質問も出尽くしたようですが、そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

それでは、質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第59号 射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第59号の射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了いたしました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝申し上げます。

以上をもって本日の第14回総会を閉会します。

（終了 午後3時42分）

その他報告事項

農業委員会新年懇談会の開催について

「ほおばる幸せ。富山米」生産推進大会の開催について

委員報酬にかかる源泉税率の変更について

配布冊子について

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年3月7日(木)午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号室

議 長

署名委員

署名委員

第十四回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十五年二月十二日
至 平成二十五年三月一日